

# **多様なニーズに対応した保育の充実② (病児保育・延長保育・一時預かり等)**



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,288億円)

## 事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

## 事業の内容

### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

### (3) 非施設型 (訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

## 実施主体等

【実施主体】市町村 (特別区を含む。)

【補助率】：国1/3 (都道府県1/3、市町村1/3)

### 【主な令和8年度補助基準額案 (病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価：9,459,000円 (うち改善分2,538,000円) 【拡充】

加算分単価：1,180,000円 ~ 42,400,000円

当日キャンセル対応加算：247,900円~1,005,000円

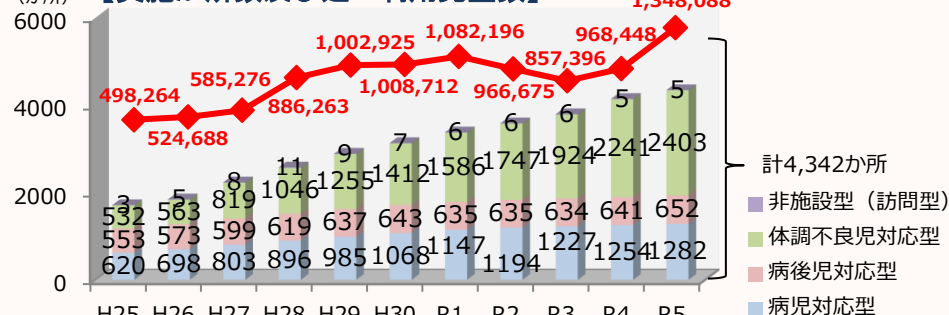
感染症対応加算：1,542,000円

### 【拡充】基本分単価 (改善分) の適用範囲拡大



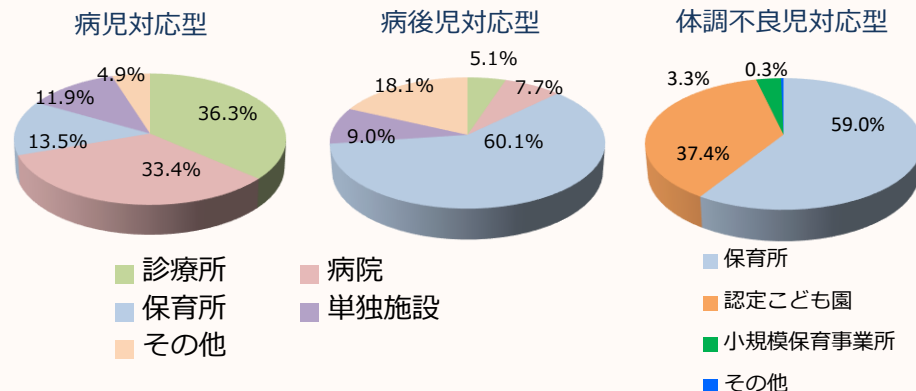
市町村間の広域連携(市町村をまたいだ利用者の受入れ)を行い、利用者が予約等できるICTを導入している施設について、基本分単価 (改善分) の適用対象に追加。

### 【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。  
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

### 【実施場所】



<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当 (1,288億円)

## 事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

## 事業の概要

### (1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

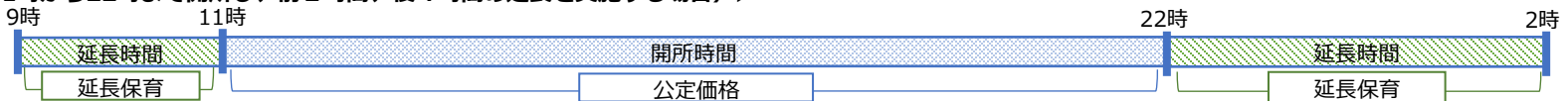
### (2) 訪問型 (平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等 (7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合) 【標準時間】>



<夜間保育所 (11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



## 実施主体等

【実施主体】市町村 (特別区含む。)

【補助率】国1/3 (都道府県1/3、市町村1/3)

【主な令和8年度補助基準額案】※括弧は夜間保育所 (夜間延長分に限る) の補助基準額

### ① 保育短時間認定 (保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長： 23,300円

2時間延長： 46,600円

3時間延長： 69,900円

### ② 保育標準時間認定 (保育所：1事業所当たり年額)

30分延長： 600,000円

1時間延長： 1,909,000円 (2,137,000円)

2～3時間延長： 2,955,000円 (3,183,000円)

4～5時間延長： 6,280,000円 (6,394,000円)

6時間以上延長： 7,401,000円

### ○ 配置基準改善加算 (保育所：1事業所当たり年額) ※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長： 150,000円

4～5時間延長： 1,350,000円

1時間延長： 300,000円

6時間以上延長： 1,950,000円

2～3時間延長： 750,000円

### ○ 障害児保育加算 (保育所：1事業所当たり年額) ※平均対象障害児数が1人以上の施設のみ

30分延長： 150,000円

4～5時間延長： 1,350,000円

1時間延長： 300,000円

6時間以上延長： 1,950,000円

2～3時間延長： 750,000円

拡充

## 【実績】

### <実施か所数>

令和3年度：29,277か所 (公立6,575か所、私立22,702か所)

令和4年度：29,535か所 (公立6,427か所、私立23,108か所)

令和5年度：29,755か所 (公立6,256か所、私立23,499か所)

### <年間実利用児童数>

令和3年度：893,990人 (公立201,262人、私立692,728人)

令和4年度：915,022人 (公立195,215人、私立719,807人)

令和5年度：948,778人 (公立198,712人、私立750,066人)

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

## 事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

## 事業の概要

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用品**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和8年度補助基準額案】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,539千円（※）～55,262千円

（※）補助基準額をベースアップするとともに、令和7年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を実施

### 令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】

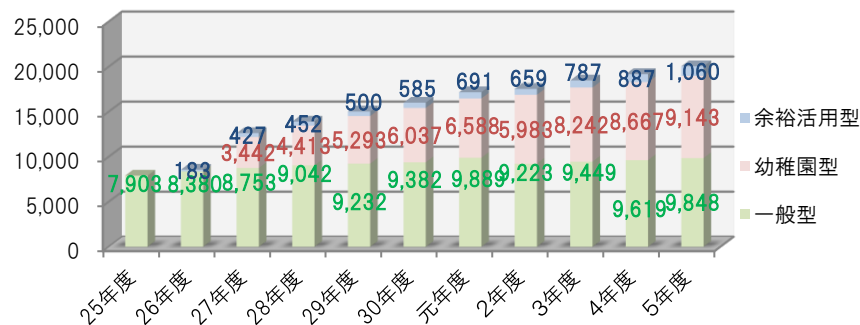
6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。

・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

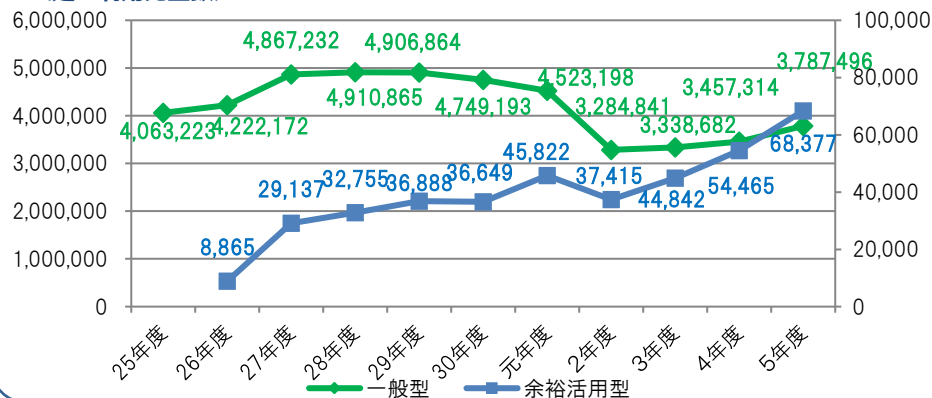
## 【実績】

◇ 【R8拡充事項】幼稚園型Ⅰ・Ⅱについても、単価の引上げを実施

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



# 夜間保育の概要

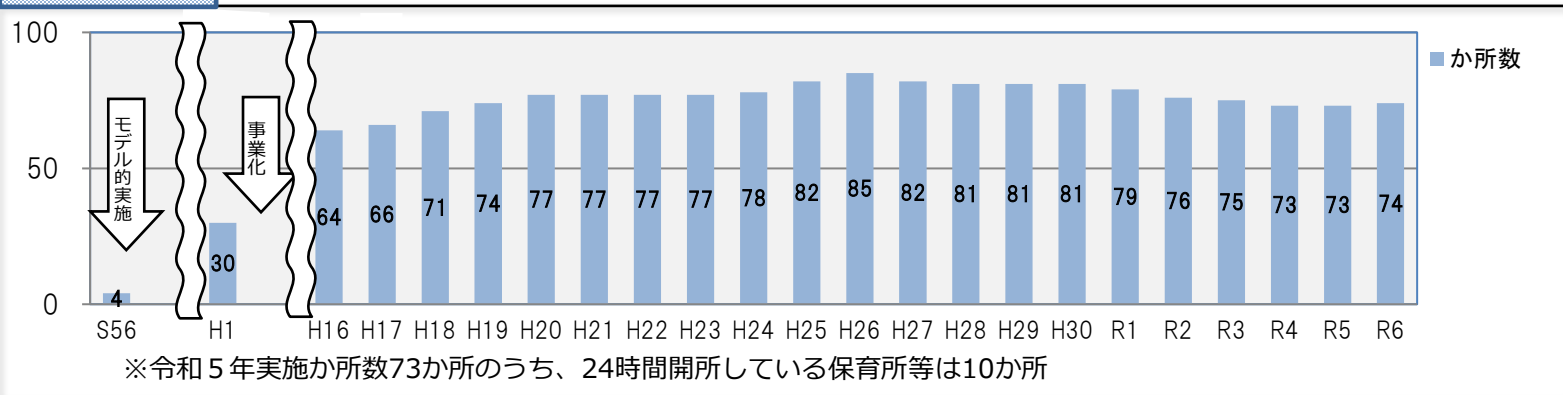
## 事業の目的・内容

保護者の就労形態の多様化に鑑み、保育を必要とする子どもを対象に、午前11時頃から午後10時頃までの概ね11時間開所する保育所等に対し、「子どものための教育・保育給付交付金」（「夜間保育加算」を含む）として給付する。  
 ※上記の前後の時間については、延長保育事業にて対応。

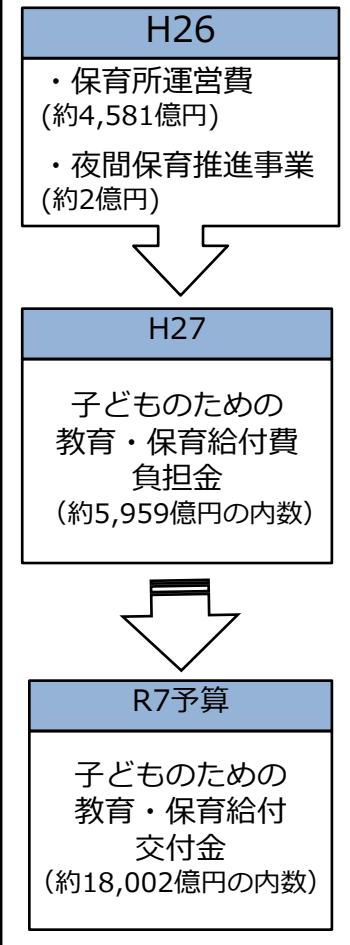
## 実施主体及び実施要件

実施主体	「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、又は加算要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する認定こども園（保育所型認定こども園を除く）、事業所。
定員	20人以上
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士等については、児童福祉施設設備運営基準等に定めるところにより所定の数を配置すること。</li> <li>施設長は、保育士（認定こども園（保育所型認定こども園を除く）にあつては、幼稚園教諭又は保育士）の資格を有し、直接こどもの保育に従事することができるものを配置するよう努めること。</li> </ul>
設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。</li> <li>夜間保育所単独設置可。</li> <li>昼間保育所等に併設する場合には、管理部門等について運営に支障が生じない範囲内で共用も可能。</li> </ul>

## 実施か所数



## 予算額等



令和8年度予算案 2,411億円（2,330億円）

※全額、事業主拠出金を充当

## 事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

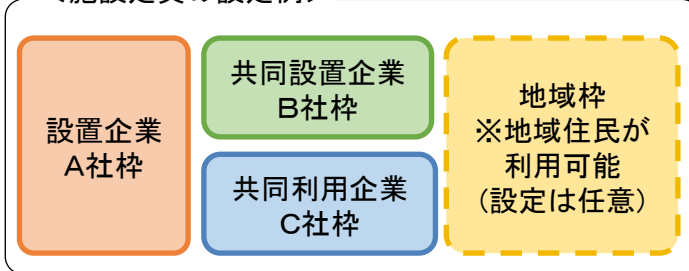
## 事業の概要

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

### 【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能、地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

### ＜施設定員の設定例＞



### 【令和8年度における主な拡充事項】

- ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善  
人事院勧告を踏まえた処遇改善、職員の配置の充実（1歳児）、保育補助者雇上強化加算・預かりサービス加算等の改正
- ◇ 近年の社会的ニーズ・足元の物価高の影響を踏まえた対応  
保育体制強化加算の創設、運営継続支援臨時措置の実施

## 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和6年度助成決定（令和7年3月31日時点）】  
4,361施設 103,763人分

### 【予算額の推移】

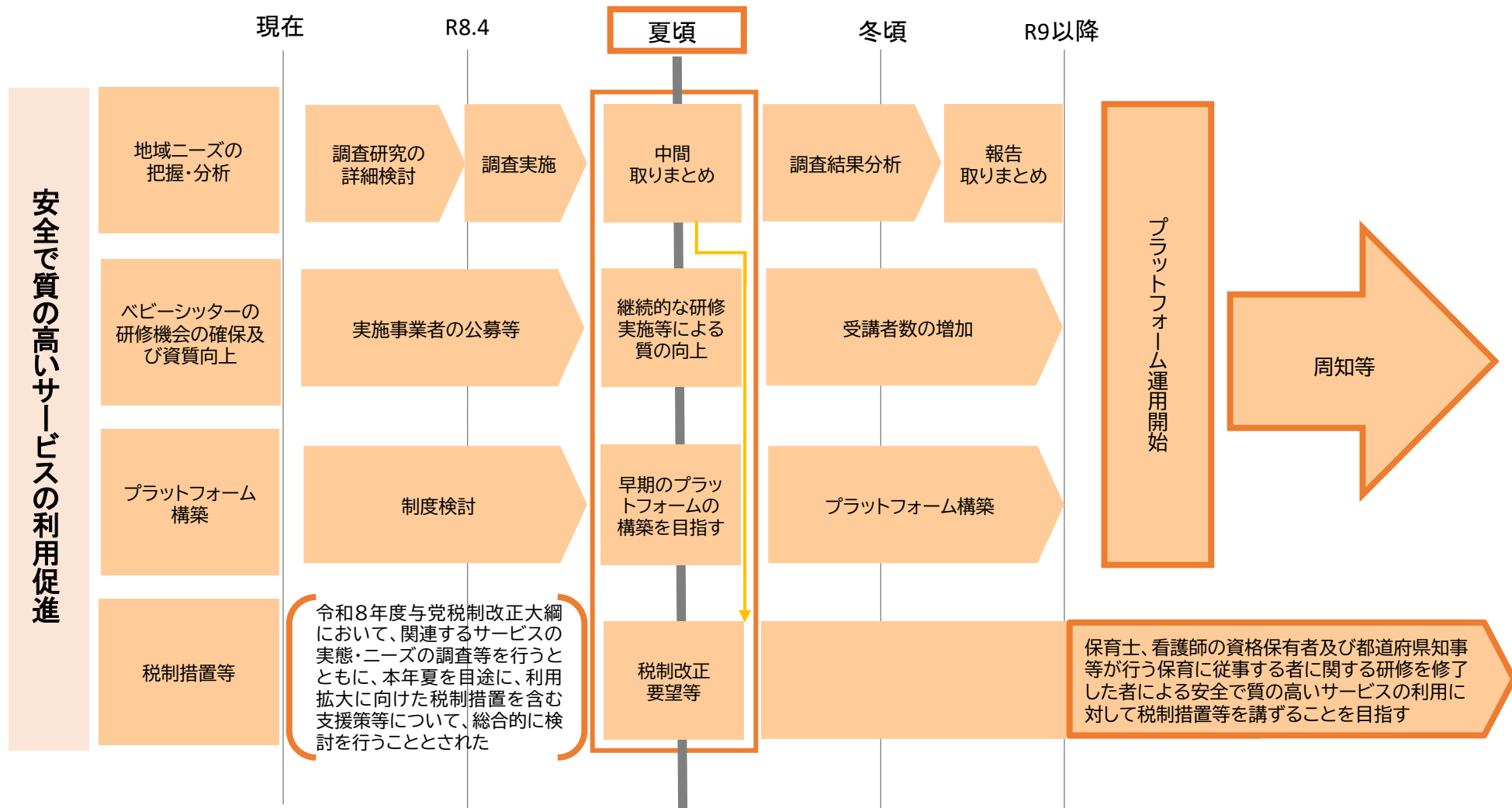
〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016	2,269
年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
予算額	1,929	1,838	2,044	2,307	2,330

# ベビーシッターの利用促進等・負担軽減に向けた進め方（イメージ）

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）

育児・子供の不登校等が原因となる離職を減らすため、家事支援サービスやベビーシッターの利用促進に取り組む。関係省庁が一体となって、事業者・団体との連携の下、それらのサービスの普及広報や実態・ニーズの調査を行うとともに、2026年夏を目途として、サービスの品質・信頼性の向上や人材の育成・確保に向けたリ・スキリングや関連する公的資格の在り方、利用拡大に向けた税制措置を含む支援策等について、総合的に検討を行う。



# 令和8年度認可外保育施設関連施策のポイント

- 近年の社会的ニーズや足元の物価高等の影響に対応するとともに、認可外保育施設における保育の質の向上や企業の活力を活かした子育て支援の推進を図ることにより、「仕事と子育ての両立」を強力に支援する。

## 認可外保育施設への支援の充実

### ○無償化給付上限額の見直し【拡充】

物価・賃金動向等を踏まえ、認可外保育施設等に通うこどもの保育料について、保護者の負担を軽減するための給付の上限額を1割程度引き上げ、こどもの育ちを支援。 ※令和8年10月より実施予定

【引き上げ後の給付単価（月額）】

0～2歳：42,000円→45,700円 ※住民税非課税世帯に限る

3～5歳：37,000円→40,300円

### ○安全で質の高いベビーシッターの利用促進

#### ・安全で質の高いベビーシッター利用促進事業【新】

安全性に関する基準に適合するベビーシッターの情報提供等を行うプラットフォームの構築等により、保護者が安全で質の高いベビーシッターを選択できるよう支援する。

#### ・ベビーシッターの利用促進に向けた地域ニーズ分析のための調査研究事業【新】

地域別の利用実態や保護者のニーズを把握・分析することにより、安全で質の高いベビーシッターの利用促進に向けたニーズ把握等を行う。

#### ・ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業【継続】

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の要件を満たすための研修機会や更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

#### ・保育環境改善等事業（見守り用のカメラ等）【新】

子ども性暴力防止法の対象となる居宅訪問型保育（認可・認可外）を行う事業者について、本事業の性被害防止のための設備支援の対象に追加する。

#### ・税制改正要望

ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置について、令和8年度税制改正要望の要望項目として提出。与党税制改正大綱において二重△（長期検討事項）となった。

### ○地域で重要な役割を果たす認可外保育施設への改修補助・モデル的支援【新】

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、指導監督基準の全部に適合しない場合についても、一定の安全性や保育の質が確保されると認められる場合に補助の対象として、更なる質の向上を図る取り組みをモデル的に実施する。

## 企業の活力を活かした子育て支援の推進

### ○企業主導型保育事業【拡充】

認可保育所等に関する改正、近年の社会的ニーズや足元の物価高の影響等を踏まえた企業主導型保育事業の予算増。

（令和7年度予算額2,330億円→令和8年度予算案2,411億円）

#### 【主な拡充事項】

- ・認可保育所等に関する改正を踏まえ、1歳児の職員配置を充実した際の加算措置の創設、保育補助者雇上強化加算、預かりサービス加算及び医療的ケア児保育支援加算の充実を図る。
- ・また、近年の社会的ニーズ等を踏まえ、保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援に係る措置や、足元の物価高の影響に対応する臨時措置を追加で実施する。

### ○企業主導型保育における財産処分等のルール見直し

利用需要に応じた弾力的な運営を可能とするための施設定員の増減や、こども誰でも通園制度等への一部転用に加え、経過年数10年を超える施設への対応として放課後児童健全育成事業などの児童福祉法に規定する他事業への転用等を一定の要件のもとで認めることとする。

※転用については令和8年度より実施、施設定員の増減については、減員は令和9年1月以降、増員については令和9年度中の開始を想定

### ○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【拡充】

足元の物価高の影響等を踏まえた割引券の金額引上げ（2200円→2300円）を実施。

### ○企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【新】

企業・NPOその他民間団体の力を借りながら、小学生の多様な居場所を地域のニーズに応じ整備するモデル事業を実施。

※企業主導型保育事業者（小学校から離れた立地）が、週末や夏休み等の長期休業期間中に小学生を預かることや、事業者が空きスペース等を活用し、預かり事業を実施すること、習い事、スポーツクラブ等の民間事業者や、「こどもの居場所」を開くNPO等による取組を見込む。